

社会福祉法人水の木会  
資格取得支援制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、資格取得支援制度の実施に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において「資格取得支援制度（以下、「制度」という。）」とは、受験・取得・保有することが義務または奨励されている公的資格・免許など法人が認定した資格（以下「対象資格」という。）について、取得及び更新にかかる費用（以下「取得費用等」という。）を法人が負担する制度をいう。

(対象資格)

第3条 制度の対象資格は、業務遂行上及び施設管理上法令等の定めにより設置を義務づけられている資格、並びに業務遂行上法令等の定めはないが取得による効果が期待できる資格など別表のとおりとし、スキルアップやフォローアップ等の研修は除く。

(対象範囲)

第4条 制度の適用を受けることができる者は、取得しようとする対象資格に関する業務に従事している者、または業務遂行上必要と認められる者など、勤続1年以上の常勤職員で、今後も継続して対象資格に関する業務に従事することができると見込まれる者で、理事長が認めたものとする。

(取り扱い)

第5条 取得費用等の取り扱いは別表のとおりとし、別表に掲げる資格を取得した者は資格証等の写しを法人に提出しなければならない。

(その他)

第6条 対象資格については、必要に応じて見直しを行うこととする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

## 別表

	資格名	対象区分	勤務の扱い	費用の扱い
1	医師に関するもの	取得・認定	出張	交通費法人負担 受講料は対象資格による
2	看護師	取得・認定	試験日勤務配慮	受験費用自己負担 資格手当支給
	看護師に関するもの		出張	交通費法人負担 受講料法人負担
3	介護支援専門員	現任研修 更新研修	現任者は出張 その他は公休又は 有休	交通費法人負担 受講料法人負担
4	主任介護支援専門員			
5	サービス管理責任者	養成研修 更新研修	該当者は法人で選 考の上出張	交通費法人負担 受講料法人負担
6	相談支援専門員			
7	認知症ケア専門士 認知症介護指導者	認定研修	出張	交通費法人負担 受講料法人負担
8	精神保健福祉士	取得	試験日勤務配慮	受験費用自己負担 ※俸給表適用
9	社会福祉士			
10	介護福祉士			受験費用自己負担 資格手当支給
11	衛生管理者 防火管理者 安全運転管理者等	取得・更新	出張	交通費法人負担 受講料法人負担
12	その他理事長が認め た資格	取得・更新	応相談	応相談